

8月27日付の日経新聞は「野党、法人増税案を提起」という見出しの記事を掲載した。食料品の消費税減税などの政策財源として法人税の増税を提起し始めたという内容だ。バラバラな野党では実現の可能性は低いが、問題提起としては興味深い。給付付き税額控除の導入や防衛費の増額など恒久財源確保策は政権にとって急務であり、与党こそ検討をすべき課題ではないか。

2025年度の企業業績は、売上高、経常利益、設備投資の3項目すべてが5年連続で過去最高を更新した。法人税は、アベノミクスものとして法人実効税率は40%台から20%台まで順次引き下げられてきたが、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という法人税改革の手法が功を奏してか法人税収（法人の税負担）は2020年以降増加の一途をたどっている。

一方で労働分配率は63.0%と約50年ぶりの低水準にとどまっている。拡大した企業利益が配当や内部留保へ優先的に回り、設備投資や人件費の拡充（労働分配率の改善）に十分つながらない構造的な課題が生じている。このような状況下で、応能負担の原則に基づき、担税力のある法人への課税強化に目が向くのは当然といえよう。

筆者は、法人税増税とあわせて（あるいはその前に）検討すべきなのが、法人の利益を原資とする金融所得、とりわけ配当所得や株式譲渡所得への課税強化ではないかと思っている。

個人の所得は大きく「勤労所得」と「資本所得（及び双方の性質を持つ混合所得）」に大別され、後者は金融所得と不動産所得に分けられる。配当や株式譲渡益に代表される金融所得は、法人が資本を活用して生み出した企業利益が、出資者である個人や株主の段階で顕在化したものだ。その見直しは、法人所得課税の見直

しの一環とも位置づけられる。

金融所得課税の見直しには多くの理由やメリットがある。

金融所得は足が速く国外に逃避しやすいことから、法人段階で法人税が課されていることなどから、税制は一律20%（国税15%、地方税5%）の分離課税となっている。これが「1億円の壁」を生じさせ、格差拡大や不公平感を招いており、見直しは急務というべきで、これが第一の理由だ。

次に、法人税増税は直接的な影響として、設

備投資や賃上げの原資が収縮するリスクがあるが、金融所得課税の強化は、企業の成長や賃上げの原資を阻害しないので、賃上げ・投資の阻害にはつながらない。

さらに法人税増税は、最終的に株主（配当の減少）、従業員（賃下げ）、消費者（価格転嫁）に負担（転嫁）されるが、金融所得課税は、資本から直接利益を得ている「株主（所有者）」の段階で確実に課税できるので政策意図がより明確になる。

一方、金融所得税制見直しには課題もある。貯蓄から投資へと投資立国という政策目標との整合性で、国民の資産形成や株式市場への影響を考慮する必要がある。しかしNISA（小額投資非課税制度）が拡充され、一般国民にとって貯蓄から投資への流れは確保されていると考えられる。市場への悪影響の懸念に対しては、株式投資の7割の売買高を占め株価形成に大きな影響を与える外国人株主は、彼らの居住地で課税されるのでわが国の税制見直しは影響しない。またスタートアップ企業に投資をした投資家の譲渡益には税制優遇が手当されている。

恒久財源が必要となるのは給付付き税額控除と防衛費増強だ。前者は所得税見直しでの対応としての金融所得税制、後者は安全の受益者の負担増としての法人税と区分し、考えてはどうか。

連載

第
235
回

法人税増税を考える

税制之理

森信茂樹
東京財団シニア政策オフィサー